

事 務 連 絡
平成18年11月 7日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化等について
(ヘーゼルナッツ及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年10月13日付け食安輸発第1013005号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記のとおり食品衛生法違反の事例があったことから、トルコ産ヘーゼルナッツを検査命令対象とする別途通知にあわせ、食品衛生法違反のおそれがあるか否かを判断する目的で、トルコ産以外のヘーゼルナッツについて、アフラトキシンに係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

また、トルコ産ヘーゼルナッツを主原料とする加工品については、本日以降、初回輸入時に貨物を保留の上、アフラトキシンに係る自主検査を指導するようお願いいたします。

記

<違反事例>

1. 品名：生鮮ヘーゼルナッツ
2. 生産国：トルコ
3. 検査結果：アフラトキシンB1陽性（基準：付着してはならない）
4. 届出先：名古屋検疫所（届出受付番号：第53004771732号1欄）
5. 輸入者：株式会社 東食